

令和 8 年 8 月 19 日

岩国市地域公共交通会議委員 各位

岩国市地域公共交通会議

会長 石 橋 誠

令和 8 年度第 2 回岩国市地域公共交通会議の開催（書面開催）について

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、地域公共交通の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記の事項につきまして、本来であれば会議を開催して御審議をお願いすべきところではありますが、書面による開催とさせていただきますので、書面による御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、協議資料の内容につきまして、今後の国との協議により部分的に調整箇所が生じた場合、その調整等については事務局に一任させていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

1 協議事項

(1) 岩国市生活交通バス（玖珂地域）のバス停移設及び路線変更について

資料. 1

本議題は岩国市生活交通バス（玖珂地域）のバス停移設及び路線変更について委員にお諮りするものです。

現在、欽明路・上谷線で運行している経路のうち、県道 136 号線が県道上久原藤生停車場線に係る道路工事に伴い 10 月から一部通行止めとなる予定であることから、路線の一部を迂回ルートへ変更するとともに、「リフレまえだ病院前」バス停についても合わせて移設を行うものです。

迂回ルートでの運行期間は道路工事完了までの約 2 年間を予定しており、道路工事完了後は新設道路を新たな運行ルートとして登録する予定としております。

なお、この度の変更に伴う時刻表及び運賃表の変更はありません。

(2) 自家用有償旅客運送の更新申請について

資料. 2

岩国市生活交通バスは、中国運輸局山口運輸支局長から自家用有償旅客運送者として登録を受け旅客輸送を行っていますが、登録有効期間が本年 9 月 30 日をもって満了となります。

満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする場合は、岩国市地域公共交通会議において協議が調ったことを証する書類を添付の上、道路運送法第 79 条の 6 の規定に基づく更新手続きを行う必要があります。

玖珂町、周東町、本郷町、錦町、美川町及び美和町の各地域において運行している岩国市生活交通バスは、各地域とも引き続き運行する予定としており、資料. 2のとおりに更新申請を行うものです。

2 協議方法

書面協議

3 回答方法

別添の「書面議決書」に記入年月日、所属、役職、氏名（押印不要）、各協議事項に対する賛否（「賛成」又は「反対」）を記載いただき、ファックス、電子メール等により御返信ください。

4 回答期限

令和 8 年 8 月 27 日（木）まで（必着）

以上

（事務局）

岩国市交通政策課交通政策班 近藤

〒740-8585 岩国市今津町一丁目 14-51

TEL：0827-29-5106 FAX：0827-24-4209

電子メール：koutsu@city.iwakuni.lg.jp